令和８年度　講習会計画　一覧表

講習会個別の案内書を請求して下さい。申込案内・申込書・会場地図等を送ります。
当協会ＨＰ　www.tokyo-kayaku.or.jp　からも印刷できます。

				予定日時		会場	時間割・対象者
手帳制度の講習会	黒手帳保安講習会	産業火薬（建設・砕石・鉱業・他）	西部 ①	●	※ ６月 ５日(金)	あきる野ルピア・ホール	産火・煙火：受付入室・資料説明 12:50～／法令 13:00～14:30／保安管理技術 14:30～17:00　総合（販売業）：受付入室・資料説明 11:30～／法令 12:00～14:00／保安管理技術 14:00～17:00
			〃 ②	●	７月１０日(金)	八王子学園都市ｾﾝﾀｰ第１ｾﾐﾅｰ室	
			中央区 ①	●	５月１４日(木)	日本橋社会教育会館・ホール	
			〃 ②	●	８月２１日(金)	日本橋社会教育会館・ホール	
			〃 ③	●	１０月 ~~16~~→９日(金)	月島社会教育会館・ホール	
			〃 ④	●	１１月１３日(金)	日本橋社会教育会館・ホール	
			〃 ⑤	●	１２月１１日(金)	日本橋社会教育会館・ホール	
		総合	販売業	●	１０月 ２日(金)	月島社会教育会館・ホール	
		煙火		●	１２月 ４日(金)	新富区民館６・７号室	
	再教育	中央区で４回（4半期毎に1回）	①	●	６月１９日(金) △○	京橋区民館１号室	受付入室 9:15～／法令 9:30～12:30／保安管理技術 13:30～16:30
			②	●	９月 ４日(金) △○	新富区民館６・７号室	
			③		Ｒ９年１月２２日(金) △○		
			④		Ｒ９年３月１９日(金) △○		
	従事者	多摩地区	①	●	４月２２日(水) ○	あきる野ルピア・産業情報研修室	①：受付入室 12:50～／法令 13:00～／保安管理技術 14:00～　②③：受付入室 9:00～／法令 9:10～／保安管理技術 10:00～
		〃	②	●	**６月１４日(日)** △	八王子学園都市ｾﾝﾀｰ第５ｾﾐﾅｰ室	
		中央区	③	●	１１月 ~~20~~→２８日（~~日~~→土） △	京橋区民館１号室	
	島嶼地区講習会	大島群	大島		６月２６日(金)	大島支庁会議室	・大島、八丈島で実施。2島の黒手帳保持者で、昨年受講免除の人と、青･黄手帳保持者。新規に手帳を所持しようとする人。 ・新島、三宅島の2島は今年は講習不実施。この2島在住の従事者手帳の所持者は個別に協会に連絡の事。
			新島		―		
			神津島		―		
		三宅群	三宅島		―		
			御蔵島		―		
		八丈島			１１月 ６日(金)	八丈支庁会議室	
		小笠原父島			―		
資格取得関係	甲乙責取任扱者	全般概要の解説等	A1	●	**９月１１日法令概説** △○	月島区民館５号室	10月25日実施の甲・乙取扱保安責任者受験者：初めて受験する人へ各1日の概説講義。専用テキストとスライド解説。
			B1	●	**９月１２日火薬学概説** △○		
		過去出題の問題解説	A2	●	**９月１３日法令過去問解説** △○		受験歴のある人、初めての受験で確実突破を目指す人。過去10年の出題より選抜解説。
			B2	●	**９月１４日火薬学過去問解説** △○		
	発破技士	受験資格 発破実技講習 2日制 1日目座学 2日目実習	①	●	７月３０日(木) △○◎	八王子地区 午前 砕石所・午後 同上	発破作業補助者としての実務経験期間がない人、不足する人。
				●	７月３１日(金) △○◎		
			②		Ｒ９年３月１１日(木) △○◎	八王子地区 午前 砕石所・午後 同上	東京労働局の登録講習機関として講習実施。
					Ｒ９年３月１２日(金) △○◎		
	~~危害予防週間中の一般保安教育講習~~			中止			

時間割・対象者：
- ○令和７年受講免除の人。
- ○令和６年度の試験に合格し、合格から半年以内に手帳交付した人。
- ※西部①は時間配分が通常の産火より30分早くなります。（12:30開始～16:30終了）
- ・試験合格後６ヶ月以上経過して手帳を取得する人。
- ・手帳が失効して再取得する人。
- ・青･黄有効手帳保持者で15年たってない人。
- ・15年経過し昨年受講免除の人。
- ・青・黄手帳を再取得する人。

R8/11/1 現在

●日時・会場確定済　　△午前中(9:00～12:00)　○午後(13:00～17:00)　◎夕(17:00～19:00)

（注）１．日時と収容人数を優先に決める為、当初予定の場所と大きく変更になる場合があります。●がついていない会場は現段階では確定していません。
２．希望する会場が確保できない場合、予定日時は極力変更せず代替会場で予定日時に開催する方針ですが、会場も確保できなかった場合やむを得ず日時の変更をする場合があります。
３．会場は実施の20～30日前には遅くとも確定し、各講習会毎の案内・申込用紙とともにホームページ上に掲載されます。各自でご確認ください。請求があれば郵送またはＦＡＸで送ります。